

守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る 再編整備に関する基本計画(案)の概要

現在、守口市すこやか幼児審議会において審議中の基本計画(案)の概要です。今後、同審議会での審議、パブリックコメントの結果等を踏まえ市の計画として決定いたします。守口市ホームページに審議会で配付する他の資料とともに掲載しています。

【基本計画(案)の概要】

1. 本計画策定の趣旨 (P1)

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度を踏まえて、市立幼稚園及び市立保育所の再編整備のための基本的な道筋を明らかにするために策定します。

2. 民間主体のサービス提供の推進 (P2~P5)

(1) 運営費の比較

- 園児一人当たりの公費負担額は、幼稚園・保育所ともに市立施設では民間施設の約 2 倍となっています。

(2) 保育所の施設整備に要する経費

- 市立保育所と私立保育園では、施設整備に関する公費(市)負担という点では、国庫補助制度のある私立保育園の方が少なくてすみます。

(3) 教育・保育サービスの比較

【幼稚園におけるサービスの比較】(平成 26 年度)

施設区分	保育時間	保育対象年齢	預かり保育	未就園児を対象とする取組み	園庭開放	給食の回数
市立幼稚園 (5園)	9:00~ 14:00	4歳、5歳	預かり保育は実施していないが15:00までは親子で在園可	○	○	週2回
私立幼稚園 (9園)	おおむね 9:00~ 14:00	3歳~5歳	最短でも 18:30まで実施	○	○	平均 週3.7回

【保育所における保育サービスの比較】(平成 26 年度)

施設区分	保育時間	保育対象年齢	地域子育て支援拠点事業	延長保育(11時間超)	休日保育	一時保育	病後児保育
市立保育所 (12園)	7:30~ 18:30	0歳児なし(5園) 0・1歳児なし(2園)	×	×	×	×	×
私立保育園 (11園)	おおむね 7:00~ 20:00	全園で 0~5歳まで保育	一部施設で 実施	○	一部施設で実 施	一部施設で実 施	一部施設で実 施

(4) 市立幼稚園の状況

- 市立幼稚園 5 園の定員充足率は、32.3% (平成 27 年 4 月 10 日現在)
- 平成 21 年 3 月に市教育委員会が策定した「公立幼稚園の運営に関する基本方針」の「園の適正規模を 1 学年当たり少なくとも 20 名以上とする」との条件から大きく乖離する状況が続いています。

(5) 市立保育所の状況

- 市立保育所では、保育時間や特別保育の実施状況、保育の対象年齢などで、私立保育園と比較して保育サービスに格差があります。
- 園舎の老朽化が進んでおり、現在の規模を維持するには今後多額の経費が必要になります。

(6) 本市の取組みの方向性

- 就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とする
- 市立幼稚園と市立保育所は、集約化して認定こども園とする

3. 守口市の現状 (P6~P8)

(1) 守口市における就学前子どもの人口

- ・守口市の就学前の子どもの人口は、平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間の推計では、6,074 人から 5,484 人へと 590 人減少することが見込まれます。

(2) 教育・保育施設に通う守口市在住の子どもの状況

- ・3歳以上の子どもでは、約 47%が幼稚園、約 46%が保育所を利用しています。
- ・保育所の利用は、市立と私立がほぼ同程度、幼稚園では利用者の約 84%が私立幼稚園を利用しています。

(3) 待機児童（保育所などを利用したいのに利用できない児童）の状況

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
待機児童数	27 名	22 名	32 名	46 名	45 名	47 名	45 名	28 名

4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向 (P9~P11)

(1) 新制度と認定こども園

- ・新制度では、1号認定子ども（幼児教育ニーズの3～5歳児）、2号認定子ども（保育ニーズの3～5歳児）、3号認定子ども（保育ニーズの0～2歳児）に区分します。
- ・認定こども園は幼稚園と保育所を合わせた機能を持ち、保護者の就労状況に変化が生じた場合も同じ園に通えるメリットがあります。
- ・平成 27 年 3 月末現在では市内の 9 箇所の私立幼稚園と 11 箇所の私立保育園がありますが、これら全ての施設が平成 29 年度までに認定こども園に移行する予定です。

(2) 地域型保育事業の創設

平成 27 年 4 月には、本市では 8 つの施設が、新たに市の認可事業となった小規模保育事業を行う施設となりました。0 歳から 2 歳までの子どもについて、毎年 129 人の利用定員が確保されています。

5. 市立施設の役割 (P12~P13)

今後も市立施設が担っていくべき役割を、次のとおり定めます。

- (1) 重度障がいなど特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割
- (2) 就学前教育の充実と小学校との円滑な接続のための基礎研究と組織力を活かした実践など
- (3) 休日保育事業、特定保育事業、病児保育など多様なニーズへの対応
- (4) 年度途中からの保育ニーズの受入れ
- (5) 一時保育事業や子育て相談事業など地域における子育て支援

6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等 (P14~P15)

(1) 再編整備の基本原則

- | | |
|--------|--|
| 基本原則 1 | 就学前の教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本とすることを踏まえ、市立の特定教育・保育施設は、教育・保育提供区域ごとに 1 施設とする。 |
| 基本原則 2 | 市立の特定教育・保育施設は、1号定員、2号定員、3号定員の各利用定員を設ける幼保連携型認定こども園とする。 |
| 基本原則 3 | 市立幼保連携型認定こども園は、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する。 |
| 基本原則 4 | 市立幼保連携型認定こども園においては、1号認定子どもにあつては3年保育、2号及び3号認定子どもにあつては市内の私立保育園並みの延長保育を実施する。 |
| 基本原則 5 | 市立幼保連携型認定こども園は、障がい児や特別な配慮を必要とする子どものセーフティーネットとしての役割と、小学校との円滑な接続を図るための先進的な調査研究と実践の場としての役割を果たす。 |

(2) 再編整備の留意点

①市立幼稚園及び市立保育所での教育・保育水準の継承

市立幼稚園の市立幼保連携型認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、学級定員に関する現行の水準を維持します。

市立保育所の市立幼保連携型認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、職員配置に関する現行の水準を維持します。

②通園の利便性への配慮

再編整備の過渡期における通園バスの利用については、利用者負担の軽減を図ります。

③市立保育所の在園児への配慮

平成 27 年度の 4 歳児及び 5 歳児は在籍する市立保育所で卒園できるよう配慮します。

④民間移管に伴う十分な引継ぎの実施

市立保育所を民間事業者に移管する場合には、移管前に当該民間事業者との十分な引継ぎ期間を設けるとともに、移管後は一定期間事業者及び本市職員による共同保育を行います。

⑤幼稚園教諭、保育士その他の職員への研修及び資格取得に必要な措置

市は、市立幼稚園と市立保育所に勤務する職員に対して、認定こども園への円滑な移行に必要な知識・技能の習得のための研修、障がい児や配慮を必要とする子どもの教育・保育に関する研究等の取組みを継続的に実施します。

(3) 必要な人材の確保

市立認定こども園における教育・保育の質を高次元で維持するために、保育教諭その他児童の発達に関する専門職の確保を図ります。

7. 再編の具体的計画 (P16～P18) ⇒ 裏面をご参照ください。

8. 再編整備を推進する体制 (P19)

(1) 市立幼保連携型認定こども園への移行のための検討準備体制

市立幼保連携型認定こども園への円滑な移行のための検討準備体制を整えます。

(2) 三者協議会の設置

民間移管対象の市立施設ごとに、市職員・移管先法人・保護者による三者協議会を設置します。

9. 本計画の進捗管理 (P20)

(1) 本計画の進め方

毎年度こども部こども政策主管課で進捗管理を行い公表します。また、この計画は、子育てを取り巻く環境に大きな変化が生じた場合に修正することがあります。

(2) 修正の場合の手続き

再編整備に関する 5 つの基本原則、市立施設の統廃合の時期の前倒し、市立認定こども園の箇所数の削減又は市立認定こども園の設置場所(※)の変更を行う必要が生じたときは、守口市すこやか幼児審議会の意見を聴くこととします。

(※東部エリアについては、すこやか幼児審議会において、いずれの場所が適しているかの議論を踏まえて、本計画で決定することを想定しています。)

すこやか幼児審議会の会議日程や詳しい資料につきましては、市ホームページに掲載しております。ご不明な点やご意見等がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先

守口市こども部こども政策課

電話番号：06-6992-1665 (直通)

【東部エリア】

施設名称	H27	H28	H29	H30	H31	備 考
大久保保育所			→ 年度末閉園			
とくだ幼稚園	→ 年度末統合	一時統合園 設計・入札 新園の建設工事 統合園年度末閉園		市立認定こども園		・H30年度から新園舎で認定こども園を開園 1号3年保育実施 ・H28年度からとくだ幼稚園、おおくぼ幼稚園、 にわくぼ幼稚園の園児は一時統合園に移動
おおくぼ幼稚園	→ 年度末統合					
にわくぼ幼稚園	→ 年度末統合					
金田保育所			→ 年度末閉園			
佐太保育所		→ 年度末閉園				・園舎解体後、敷地を大阪府に返還
梶保育所	運営法人の 公募・選考・決定	市が仮設園舎を建設 民間業者は園舎設計	梶保育所【仮設】	→	私立認定こども園 (東部A)	・仮設園を別地に公が建設
			引継ぎ 年度末閉園 民間業者が本園を建替			
藤田保育所		運営法人の 公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園		私立認定こども園 (東部B)	

【中部エリア】

施設名等	H27	H28	H29	H30	H31	備 考
西保育所		運営法人の 公募・選考・決定	→ 引継ぎ 年度末閉園	→	→	私立認定こども園
外島保育所			→	→		市立認定こども園(暫定)
やくも幼稚園		→ 年度末閉園				
八雲東保育所		運営法人の 公募・選考・決定	→ 引継ぎ 年度末閉園	→	→	私立認定こども園

・将来的には、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する。

・H28年度から東部エリアのニーズに対応するため、定員を増加。

【南部エリア】

施設名等	H27	H28	H29	H30	H31	備 考	
北寺方保育所		運営法人の 公募・選考・決定	→ 引継ぎ 年度末閉園	→	→	私立認定こども園	
大宮保育所		→ 年度末閉園					
とうこう幼稚園			→ 年度末閉園				
あおぞら保育所	6月開園 →	→				市立認定こども園	・H28及び29年度は1号は4・5歳のみ。H30年度から 3年保育実施